

山陽小野田市水処理センター及びポンプ場
維持管理業務委託

仕 様 書

令和6年

山 陽 小 野 田 市

(目的)

第1条 山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、山陽小野田市（以下「発注者」という。）が発注する山陽小野田市水処理センター及びポンプ場維持管理業務委託（以下「業務」という。）に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。

(業務の対象施設及び設備)

第2条 業務の対象施設及び設備は別紙1とする。

(関係法令の遵守)

第3条 受注者は、業務の履行にあたっては、次の各号の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 下水道法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 労働基準法
- (4) 環境基本法
- (5) 大気汚染防止法
- (6) 水質汚濁防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 騒音規制法
- (9) 振動規制法
- (10) 消防法
- (11) 電気事業法
- (12) 電気工事士法
- (13) 道路交通法
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (15) 個人情報保護法
- (16) 職業安定法
- (17) 山口県公害防止条例
- (18) その他この契約の履行に関する関係法令
- (19) 監督官庁からの指示命令等

(委託業務の範囲)

第4条 対象となる業務は、仕様書第2条で規定する対象施設及び設備について、その施設に応じた運転管理をし、正常な運転を確保するための保守点検及びその他関連業務とし、施設的美観・安全・衛生的環境維持のため、毎年度計画的に実施する。

対象とする業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、詳細については別紙2による。

- (1) 保守点検業務
- (2) 運転操作監視業務
- (3) 水質・汚泥性状分析業務

- (4) 環境整備業務
- (5) し渣、沈砂等搬出業務
- (6) 下水汚泥収集運搬業務
- (7) ユーティリティーの調達及び管理業務
- (8) 維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力
- (9) 施設見学者対応業務
- (10) 発注者等への報告等の事務業務
- (11) 樋門管理業務
- (12) その他監督職員と協議して実施する軽微な業務

(提出書類)

第5条 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、業務委託契約約款(以下「約款」という。)に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務総括責任者届
- (3) 下水道処理施設維持管理登録書の写
- (4) 法定資格者選任届
- (5) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (6) 完了届

(水処理センター流入基準及び要求基準)

第6条 約款第7条の水処理センター流入基準は別紙3とする。

2 業務に係る要求基準は水処理センター放流水質と脱水汚泥含水率とする。要求基準は別紙4のとおりとする。

(業務実施計画書)

第7条 約款第3条による業務実施計画書への記載事項は次に掲げる内容とする。

(1) 実施方針

下水道施設等の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について記載すること。

(2) 人員体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制(下請け関係も含む)について、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。また、次に掲げる要件を盛り込んだ体制とすること。

①水質管理または水処理運転管理担当者は、高度処理施設を有する下水道終末処理場において当該業務について3年以上の実務経験を有すること。

②雨水ポンプ運転については、当該施設が災害防止施設であることを考慮し、欠員等が発生しても雨水ポンプ運転に支障が発生しない組織・体制とすること。

③約款第8条第2項の性能未達成時において現場指導監督に当たる本社または支店も

しくは営業所の技術者を組織・体制に加えること。

(3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4) ユーティリティーの調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要なユーティリティーの調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

(5) 点検計画

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検、水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(6) 施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(7) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。
以下のような場合について、各々記載する。

- ・大雨時の対応
- ・悪質排水の流入時の対応
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

(業務総括責任者の選任と職務)

第8条 受注者は、業務に係る業務総括責任者を選任し、発注者に届け出なければならない。業務総括責任者は次の要件を満たす者とする。

- (1) 業務総括責任者は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- (2) 受注者は、下水道法第22条第2項で定める有資格者で総括の職務にあたり管理能力が有るものなから、本業務の業務総括責任者を選任すること。
- (3) 高度処理施設を有する下水道終末処理場において業務総括責任者として3年以上または業務副総括責任者として5年以上の実務経験を有すること。

2 業務総括責任者の職務は次に掲げる内容とする。

- (1) 業務総括責任者は、現場の最高責任者として従業員の指揮、監督を行わなければならない。
- (2) 業務総括責任者は、契約書、仕様書、その他の関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して効率的、経済的かつ円滑な維持管理に努めなければならない。
- (3) 業務総括責任者は、従業員を教育し、技術の向上、安全管理に努めなければならない。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに対処できる状態にしておくこと。

(技術者)

第9条 業務においては、下水道法第22条第2項に定める資格を有する者を技術者とする。その他の職員は、技能員もしくは事務職員とする。

(法的資格者の配置)

第10条 約款第5条により、受注者は、業務の履行にあたって、業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。発注者は、法的資格者に対し、資格に関する業務についての説明を求めることができる。受注者及び法的資格者は、これに協力するものとする。

なお、配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

- (1) 下水道法第22条第2項に定める資格を有する技術者
- (2) 第三種電気主任技術者
- (3) 第一種電気工事士
- (4) 危険物取扱者(甲種または乙種第4類)
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (6) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (7) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

(業務の再委託)

第11条 受注者は、約款第12条第2項により業務の再委託の承諾をうける場合は、別紙5の様式により承諾願を提出すること。

(業務予定及び業務結果の報告)

第12条 受注者は、業務実施計画書に基づき、各月末までに翌月の月次業務計画を作成し、発注者へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該月の業務を完了したときは、約款第15条第1項により当該月の月次業務実績報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、これに添付して提出することができる。
- 3 受注者は、維持管理対象施設における保守点検・設備運転・水質管理について異常または異常の兆候を発見した場合は速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。
- 4 受注者は、その他発注者が求める事項について報告しなければならない。

(修繕・改善・造作作業)

第13条 受注者は、業務の実施中に発見した不良箇所や故障については、監督職員と協議し、承諾を得たうえで修繕・改善・造作作業(以下「修繕等」という)を実施しなければならない。

- 2 修繕等は、1件10万円以下とし、年間額200万円(消費税及び地方消費税を含む)を上限額とする。
- 3 受注者は、修繕等が完成したときは、施工前、施工中及び完成時の状況が確認できる写真及び完成報告書を作成し、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 契約不適合責任期間は修繕等の完成した日から1年とする。

- 5 第1項の協議においては、当該修繕等に掛かる経費が確認できるものを示すこと。
- 6 修繕等に必要経費(電気、用水、貸与物品を除く)は受注者の負担とする。
- 7 第2項の規定に係らず発注者、受注者の協議により1件当たりの修繕等の限度額を変更することができるものとする。この場合、年間額の変更は出来ないものとする。
- 8 本条に基づき実施する修繕等は、別紙2業務の範囲1.(6)⑦の軽微な補修には適用しない。

(支給品)

第14条 業務の実施に必要な(1)～(4)に掲げる物品は、発注者が支給するものとする。

なお、取扱上の注意事項については発注者の指示に従うものとする。

- (1) 電力
- (2) 用水(上水及び処理水)
- (3) 重油(ディーゼルエンジン燃料用)
- (4) その他発注者が必要と認めるもの

(費用の負担)

第15条 業務の実施に伴う必要な費用のうちで、本仕様書に明記されていないものについては受注者の負担とする。

- 2 別紙6に掲げる備品、消耗品等のユーティリティは、受注者が負担するものとする。

(緊急時の体制)

第16条 受注者は、大雨、台風、地震、その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備えた体制を確保しなければならない。なお、非常体制、招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

(緊急時の運転)

第17条 受注者は、大雨、台風、地震、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合は、その状況を発注者に報告しなければならない。なお、緊急時の運転等に対して発注者が指示した場合は、発注者の指示にしたがって運転方法の変更その他対応を行う。

(事故の報告)

第18条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な対応を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた対応などについて、逐次、発注者に文書により速やかに報告しなければならない。

(貸与物品)

第19条 受注者が業務を実施するにあたって次に掲げる物品を貸与するものとする。

- (1) 業務履行上必要と認めた完成図書及び資料等
 - (2) 発注者が所有している機械工具で、業務履行上必要と認めたもの。(別紙7参照)
- 2 受注者は、貸与物品については台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合は、受注者が弁償しなければならない。

- 3 発注者は、適宜、貸与物品についての台帳等を閲覧し、その保管状況を確認するものとする。
- 4 貸与期間中の物品の管理責任は受注者とする。

(安全衛生の確保)

第20条 水処理センター及びポンプ場等においては、酸素欠乏や有害ガス等の発生の恐れがあるため、受注者は、有資格者を選任し安全の確保を十分に行ったうえで業務を実施しなければならない。

- 2 高所作業、地下作業、電気設備保守作業等危険の伴う作業についても十分な安全確保を行ったうえで業務を実施しなければならない。
- 3 業務を実施するうえで必要な安全管理器具等については受注者の負担とする。

(施設の使用)

第21条 業務履行に必要な事務室、宿直室、浴室、汚泥運搬車両駐車用地、作業用車両駐車用地等(以下「事務室等」という。)は、契約期間中、無償で貸与する。

- 2 管理棟本館内における貸与スペースは別紙8のとおりとする。
- 3 汚泥運搬車両駐車用地、作業用車両駐車用地の位置については、発注者と協議のうえ決定する。その際、駐車位置を示した図面を提出すること。
- 4 事務室等の使用期間中、受注者の責による汚損・損傷等があった場合には、受注者の費用で直ちに修復しなければならない。
- 5 事務室等の使用に伴う電気・水道の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。ただし、浴室給湯用ボイラー燃料は、受注者負担とする。

(地域貢献)

第22条 受注者は、本業務の実施にあたり、優先的に市内在住者を雇用し、ユーティリティーや修繕工事を地元企業へ優先的に発注する等、地域経済への貢献に配慮すること。

- 2 受注者は、地元の清掃活動への参加等、地域社会の活動に協力すること。

(職員の教育)

第23条 受注者は、従業員に対し、法令等で必要とされる講習または教育等を受けさせなければならない。

- 2 受注者は、効率的、経済的かつ円滑な維持管理を実施し、維持管理に関する知識及び技能の習得向上のため、日常の業務を通じて維持管理及び安全衛生管理に関する教育研修を行うこと。

(火災の防止)

第24条 受注者は、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止)

第25条 受注者は、現場における設備機器、備品工具等の盗難、不法侵入者の防止に努めなければならない。

(清掃等)

第26条 受注者は、業務場所を適宜清掃するとともに、物品等の整理整頓を行い、清潔に努めなければならない。

(引継事項)

第27条 受注者は、業務着手後6か月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、水処理センターに備えおくものとする。受注者は、引継事項を作成したときは、7日以内に発注者に通知するものとする。

2 引継事項は本契約の終了または解除後に業務対象施設を維持管理する者が必要となる事項であり、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点が把握できるような内容とし以下の内容を含むものとする。

また、対象施設固有の留意点が伝わりやすい表記方法を用いること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状況
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

3 発注者は、いつでも、水処理センターにおいて引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

4 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、14日以内に引継事項を変更した旨通知するものとする。

(保険等)

第28条 受注者は、賠償責任保険に加入する等し、自らの責により発生させた損害を賠償するための対策を講じるものとする。

(疑義等)

第29条 本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者、受注者協議のうえ解決するものとする。

2 本仕様書に明示されていない事項について必要がある場合には、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。